

～木造住宅の耐震化～

木造住宅にお住まいの皆さんにお知らせ

市では、今年度も昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の耐震化促進に向けた補助制度を設け、申請を受け付けています。

一部の補助は、期間限定の制度となっていますので、ぜひこの機会に住宅の耐震化についてご検討ください。

【期間限定の補助制度】

- ①木造住宅耐震補強工事費に対する補助額の上乗せ
・従来の制度より県が30万円上乗せ補助を行います
- ②耐震補強工事に伴うリフォーム工事費の補助金新設
・リフォーム工事費の1/3の額（上限20万円）を補助します

※上記の補助を受けるには、一定の条件があります。
詳しくは建築指導課までお問い合わせください



【補助金額例】 耐震補強工事：140万円、リフォーム工事：60万円 で世帯条件ありに該当する場合

(1) 耐震補強工事に対する補助

国：16.1万円+市：30万円+県：60万円（30万円上乗せ）＝補助額106.1万円

(2) リフォーム工事に対する補助

リフォーム工事費60万×1/3（上限20万円）＝補助額20万円(上限額)

補助額合計：106.1万+20万＝126.1万円の補助となり、自己負担額は73.9万円となる。

※今年度は補助金の申し込みが殺到しており、予算件数に達した場合は受け付け終了となります。予算には限りがありますので、ご了承願います

木造住宅の耐震化の流れ

耐震診断

無料耐震診断制度をご利用ください。



補強計画

補強計画費補助制度をご利用ください。



補強工事

補強工事費補助制度をご利用ください。

無料耐震診断

市内にある昭和56年5月31日以前に建てた（工事着手した）3階建て以下の木造住宅（在来軸組構法、伝統的構法、枠組壁工法のもので、丸太組工法でないもの）で、店舗などの併用住宅の場合は、延べ床面積の半分以上が住宅用のものが対象です。裏面の「木造住宅住まいの無料耐震診断申込書」に必要事項を記入の上、建築指導課までお申し込みください。

補強計画費補助

補強計画（設計）のための費用を、16万円を上限に2/3の補助をしています。
※一定の条件がありますので、建築指導課までお問い合わせください

補強工事費補助

補強工事や除却工事のための費用を、補助しています。
※一定の条件があり、補助の上限も条件によって異なりますので、建築指導課までお問い合わせください
※除却工事を行った後、更地のままにした場合、土地の固定資産税が最大4.2倍に上がることがあります

問い合わせ先

〒510-8601
諏訪町1番5号
建築指導課
（市役所4階）

☎354-8183
FAX354-8404

木造住宅耐震診断を、四日市市木造住宅耐震診断事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。なお、申し込みにあたり、四日市市木造住宅耐震診断事業要綱に定める対象建築物であることを確認するために四日市市が課税台帳などについて照合を行うことに同意します。

木造住宅 住まいの無料耐震診断申込書

申込者 (所有者)	ふりがな		
	名 前		
	申込者の住所	〒 - ※ [申込者の住所 (住居表示) をご記入ください]	
	電話番号	()	-
住宅の概要	住宅の所在地番	〒 - ※ (住宅の所在地番をご記入ください)	
	住宅の建築年	明・大・昭 年 月	
		昭和56年6月1日以降の増築	有 ・ 無
	利用形態	専用住宅 ・ 併用住宅 ・ 長屋 ・ 共同住宅	持ち家 ・ 貸家
	住宅の規模	平家建て ・ 2階建て ・ 3階建て	
		延べ面積	坪・㎡
	(併用住宅のとき) 住宅以外の面積	坪・㎡	
<p>※賃貸住宅・共同住宅・長屋住宅の場合は、所有者しか申し込みできません。 その場合には入居者全員の同意が必要です。別に同意書(様式は任意)を添付してください</p>			
診断者へのメモ (連絡方法・時間帯など)			

★耐震診断の流れ

申し込み ⇒ 対象の確認 ⇒ 通知文書送付 ⇒ 診断者から電話連絡(現地調査日時の打ち合わせ) ⇒ 現地調査(住宅の間取りや、床下・天井裏から建物の状態を調査) ⇒ 構造計算 ⇒ 診断者以外の複数の専門家による判定(現地調査日から1~2カ月) ⇒ 診断者から電話連絡 ⇒ 診断結果とその説明。簡単な耐震対策のアドバイス

※申し込みから、診断結果まで、3カ月程度かかります

※申込書の提出先はお近くの地区市民センター(中部を除く)か楠総合支所または建築指導課まで提出してください